

IV－30

ダム等事業に係わる事業評価方策の試行について
（小川原湖総合開発、成瀬ダムを例として）

建設省 東北地建 河川部 ○ 神 崎 彰
正会員 児 玉 好 史
横山喜代太

（講演要旨）

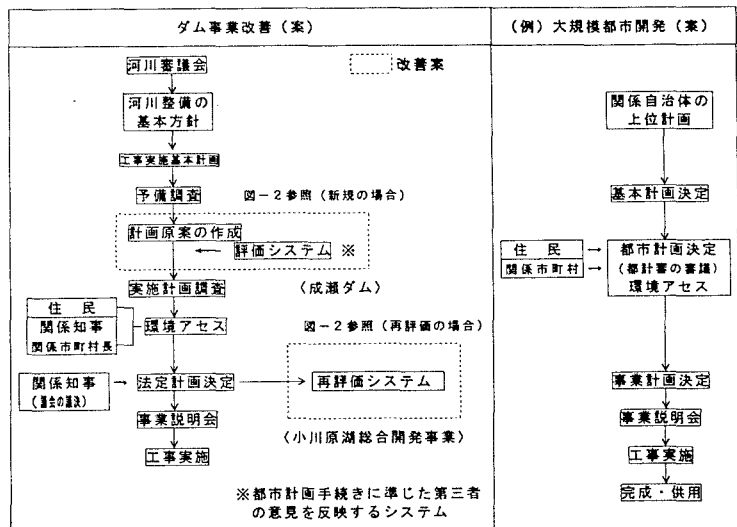
ダム等事業に関し、その目的、内容等の事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う必要があり、その一環として地域の意見を的確に聴取することを目的にダム等事業審議委員会を試行した。

今回東北地建において、小川原湖総合開発事業、成瀬ダム事業で試行した結果、地域の意見を的確に聴取し、事業実施に反映する状況ができたので報告する。

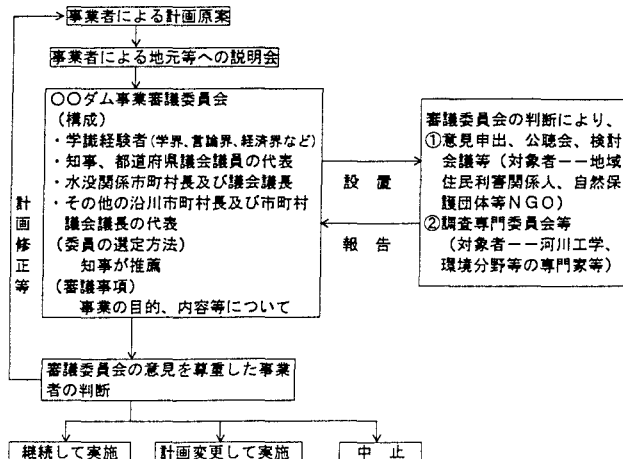
1. はじめに

ダム等事業においては今まで説明会や開放講座等を開催し、事業への理解を求めてきたが、建設省の他の事業に比べ、地域住民の意見を聴取する都市計画のような手続きが必ずしも十分でなかったという指摘をふまえ（図－1）、ダム等事業審議委員会（以下「審議委員会」という）による評価システム（図－2）を試行した。

審議委員会は、地域の意見を的確に聴取することを目的とし、東北地建においては、小川原湖総合開発事業（湖による洪水調節・汽水湖の淡水化）、成瀬ダム事業（洪水調節・利水）で設置した。



図－1 第三者の意見を反映する事業実施システムへのダム事業の改善案



図－2 ダム事業の評価システム

2. 小川原湖総合開発事業審議委員会及び成瀬ダム事業審議委員会について

①小川原湖総合開発事業の経緯

S 5 3 年度 建設事業に着手

H 7 年 8 月 小川原湖総合開発事業審議委員会
設置（青森県知事、学識経験者 6 名を含む 16 名）

H 7 年 9 月～H 8 年 9 月 3 回の審議委員会を開催

H 8 年 10 月 小川原湖総合開発事業審議委員会
からの「小川原湖総合開発事業についての意見」の提出

（意見の内容）

- 1) 淡水化計画の撤回
- 2) 治水事業の継続
- 3) 高瀬川水系ダム開発、北方湖沼群開発、
高瀬川水系河川取水の組合せを中心とした
代替水源計画と当面の措置についての検討
- 4) 代替水源検討の調査専門委員会の設置

H 8 年 12 月 意見に対する建設省の対応方針を
発表

答申を尊重の上、全面淡水化を撤回し、新たな
事業計画原案の策定、治水事業の継続等を実施する。

②成瀬ダム事業の経緯

H 3 年度 建設事業に着手

H 8 年 4 月 成瀬ダム事業審議委員会設置
（秋田県知事、学識経験者 5 名を含む 13 名）

H 8 年 5 月～7 月 3 回の審議委員会と 2 回
の環境・地質等調査専門委員会（以下「調査
専門委員会」（学識経験者 7 名）という）
を開催

H 8 年 8 月 審議委員会から「成瀬ダム事業
についての意見」の提出

（意見の内容）

- 1) 計画は妥当なもの
- 2) 調査専門委員会からの提案に十分
配慮すること及び以下の努力を要
望
- ①事業費の縮減並びに工期の短縮
- ②さらなる情報公開と意見聴取
- ③調査進展段階での調査専門委員会

H 8 年 8 月 意見に対する建設省の対応方針
を発表

意見を尊重の上、早急に環境影響評価、基
本計画の作成を行い事業を推進する。

3. まとめ

① 小川原湖総合開発事業審議委員会

水需要の減少に伴う淡水化計画の撤回、治水対策の要望等の地域の意見を聴取することができた。

その結果、建設省のダム事業として初めて地域の意見をうけ、計画の見直しが進行している。

② 成瀬ダム事業審議委員会

環境に関する提案、事業費の縮減、工期の短縮等の要望と共に、計画は妥当であるとの地域の意見をう
け、基本計画の作成作業が進行している。

基本計画策定にあたって、地域の声を聴き、計画に反映させることは、建設省のダム事業として初めて
であり、新たに着手するダムの先鞭となる。

③ 全体的なまとめ

現在までのダム等の事業においては、基本計画がいったんが決定すれば、完成するまで地域の意見をシ
ステム的に聴取する場がなかった。このシステムの試行により、地域の意見を取り入れることが可能とな
り、より透明性・客観性をもった事業実施が可能となった。